

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当：参事（人事担当） 田中
人事係長 龜山
電話：052-968-5171

令和7年12月23日
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ

職員の懲戒処分について

国立病院機構医王病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第4号及び第20号に基づく懲戒処分を行いました。

事項	内容
事案の概要	<p>行為者は、患者対応のために訪室した際、患者対応中に感情が抑えられず、患者の頬を手の甲で叩いたもの。</p> <p>なお、当該行為は自治体による調査の結果、「身体的虐待」として認定されたものである。</p>
処分年月日	令和7年12月23日
処分量定等	(行為者) 国立病院機構医王病院 療養介助専門員（20代、女性） 減給